

参考資料 1 東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針

東大和市教育委員会は、東大和市立学校規模等適正化審議会より平成16年3月23日に答申された内容を最大限尊重することとし、今後の市立学校の適正規模及び適正配置等についての方針を次のとおりとする。

1 早期に検討すべきこと

(1) 通学区域の見直し

答申書で早期に通学区域を見直すべきとされた第三小学校、第五小学校及び第九小学校の通学区域の見直しについて検討を進める。

また、答申書において、通学区域の調整では適正化が図れないとされた第八小学校についても、第二小学校及び第十小学校と併せた通学区域の見直しの必要性について検討を行うこととする。

(2) 小・中学校の通学区域の弾力化

通学区域の弾力化を図るため、「指定学校変更承認基準」の見直しについて検討を進める。

ただし、学校選択制の導入は、時期尚早である。

(3) 実施時期

通学区域の見直し及び通学区域の弾力化（指定学校変更承認基準）については、平成18年4月1日実施を目途とする。

2 中・長期的に実施すべきこと

(1) 増改築

第二小学校、第八小学校及び第十小学校の学区域については、今後のマンション建設に伴う児童・生徒数の増減を中・長期的に見通しつつ、通学区域の見直しや増改築を含め、総合的な対策案の検討を進める。

特に、第八小学校については、普通教室の不足が予測されることから、実施計画への計上も視野に入れる必要性がある。

(2) 統廃合

第九小学校については、今後、学区域内の人口増が見込まれることから、現時点では、統廃合は行わないこととする。

なお、今後の児童数の推移により第九小学校の小規模化が進み、将来的にも改善が見込まれないと予測される状況が生じた場合には、専門の検討組織を設置し、検討を行うこととする。

平成16年5月28日

東大和市教育委員会